藤沢市小規模保育事業の認可に係る審査基準

（趣旨）

第１条　この審査基準は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（以下「小規模保育事業」という。）について、法及び藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１４号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、認可の申請にあたっての必要な基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

（経済的基礎）

第２条　法第３４条の１５第３項第１号に規定する経済的基礎とは、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

（１）小規模保育事業を行う事業所（以下「小規模保育事業所」という。）の物件について、所有権を有していること又は賃借物件の場合にあっては、賃借料の１月分に相当する資金を普通預金及び当座預金等により有していること。

（２）前号で定めるもののほか、当該事業の年間事業費の１２分の１以上に相当する資金を普通預金及び当座預金等により有していること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続き中の事業者でないこと。

（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続き中の事業者でないこと。

２　前項に定めるもののほか、当該認可を受けようとする主体（以下「申請主体」という。）が小規模保育事業以外の事業を行っている場合は、直近の会計年度において、当該申請主体における全体の財務内容について、３年以上連続して損失を計上していないこと。

（社会的信望）

第３条　法第３４条の１５第３項第２号に規定する社会的信望とは、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

（１）藤沢市暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）第２条第２号から第５号に規定する暴力団等と関係がないこと。

（２）税金（法人税、消費税、地方消費税、都道府県税、市町村税等）を滞納していないこと。

（３）申請主体の管理又は運営する他の保育施設又は保育事業において、過去に児童の死亡事故又はそれに準じる重大な事故を起こしていないこと。

（４）前各号に掲げるもののほか、申請主体の資質及び社会的信用の面から適切な業務運営が期待できないことが示される行為を行っていないこと。

（社会福祉事業に関する知識又は経験）

第４条　法第３４条の１５第３項第３号に規定する社会福祉事業に関する知識又は経験とは、第１号及び第２号のいずれにも該当すること又は第３号に該当すること。

（１）実務を担当する幹部職員が、保育所等（保育所，保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業をいう。）において２年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者、又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

（２）社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（小規模保育事業の運営に関し、当該事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

（３）経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

（非常災害対策）

第５条　条例第７条第1項に規定する非常災害に対する具体的計画は、同項に規定する訓練その他非常災害時における小規模保育事業の対応について定めるものとする。

（職員の知識及び技能の向上等）

第６条　条例第９条第２項の規定による研修の機会の確保は、職員に対する研修の実施時期、その内容等に関する計画を作成することにより行うものとする。

（食育の計画）

第７条　条例１５条第５項に規定する食育は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する厚生労働大臣が定める指針を踏まえ作成する計画に基づき実施されなければならない。

（苦情への対応）

第８条　条例第２１条第１項に規定する措置は、次に掲げる事項に関する規程等を整備することにより行うものとする。

（１）苦情受付担当、苦情解決責任者その他苦情解決体制

（２）苦情解決のための手続き

（３）前２号に係る利用乳幼児の保護者及び事業所職員等に対する周知方法

２　苦情の公正な解決を図るため、苦情解決に当たっては、その事業所の職員以外の者（以下「第三者委員」という。）を関与させるものとする。

３　前項に規定する第三者委員の設置形態，要件その他基準は、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成１２年雇児発第５７５号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによるものとする。

（保育の内容等）

第９条　条例第２５条の規定に基づく保育の提供に当たっては、次に掲げる事項を実施するものとする。

（１）計画の作成

ア　保育課程及び指導計画

イ　利用乳幼児の健康増進に関する保健計画

ウ　保育に従事する者及び小規模保育事業所の自己評価の実施に関する計画

（２）開所時間　　１日の開所時間は、原則として１１時間以上とし、地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者が定めること。

（３）休業日　　原則として日曜、祝日及び１２月２９日から１月３日までとする。なお、休業日以外の日に休業する場合は、事前に利用者に対して十分な説明を行い、理解を得なければならない。

（保護者との連絡）

第１０条　条例第２６条に規定する保護者との連絡は、その方法及び頻度等が利用者との契約等において定められていなければならない。

（設備の基準）

第１１条　条例第２８条（同第３２条において準用する場合を含む。）及び同第３３条に規定する設備については、次の基準に適合していること。

（１）乳児室又はほふく室及び保育室又は遊戯室は、建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除して算定したもの（以下「有効面積」という。）が、面積基準をそれぞれ満たしていること。なお、これらの部屋を複数有する場合の有効面積は、各部屋の面積を合計して差し支えないものとする。

（２）乳児室又はほふく室及び保育室又は遊戯室において、乳児と幼児を同じ部屋で保育する場合は、ベビーサークル等で区画し、乳児の安全確保を図ること。

（３）屋外遊戯場が当該事業所の付近にある代替地であった場合は、次のいずれにも該当すること。

ア　屋外遊戯場の面積基準を満たしていること。

イ　屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、小規模保育事業所から代替地までの距離が乳幼児同伴においても徒歩１０分程度であり、その移動に当たって安全対策が講じられていること。

ウ　当該公園、広場、寺社境内等の所有権等を有するものが、地方公共団体又は公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体等、事業所による安定的、かつ、継続的な使用が確保されると認められるものであること。

（小規模保育事業所を建物の２階以上に設ける場合の基準）

第１２条　小規模保育事業所を建物の２階以上に設ける場合は、それに係るすべての構造設備について、最も高い階に設ける場合の基準に適合していること。

２　条例第２８条第９号（同第３２条において準用する場合を含む。）及び同３３条第９号に規定する待避上有効なバルコニーとは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造であること。

（１）バルコニーの床は準耐火構造とすること。

（２）バルコニーは十分に外気に開放すること。

（３）バルコニーの待避に利用する各部分から２メートル以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。

（４）屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は、０．７５メートル以上、高さは、１．８メートル以上、下端の床面からの高さは、０．１５メートル以下とすること。

（５）バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階における保育室等の面積の概ね８分の１以上とし、幅員概ね３．５メートル以上の道路又は空地に面すること。

３　条例第２８条第９号（同第３２条において準用する場合及び同３３条第９号を含む。）に規定する屋外傾斜路又はこれに準ずる設備とは、乳幼児の避難に適した構造であること。また、準ずる設備とは、非常用滑り台であること。

４　条例第２８条第９号ウ（同第３２条において準用する場合及び同３３条第９号を含む。）に規定する避難上有効な位置とは、同号イに掲げる施設又は設備が、小規模保育事業所の各場所に配置され、一方の付近で火災が発生した場合等に他方が使用できなくなるような事態が生じないようなものであること。

５　条例第２８条第９号エ（ア）（同第３２条において準用する場合及び同３３条第９号を含む。）に規定するスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものとは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和６３年消防予第１３６号消防庁予防課長通知）に規定するパッケージ型自動消火装置等とする。

６　条例第２８条第９号エ（イ）（同第３２条において準用する場合及び同３３条第９号を含む。）に規定する自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成１４年総務省令第２４号）第１１条に定めるものをいい、その構造は、調理器具の種類に応じ次に掲げる装置から適切なものを選択すること。

（１）レンジ用簡易自動消火装置

（２）フライヤー用簡易自動消火装置

（３）レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置

（４）フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置

（職員）

第１３条　条例第２９条第１項、同３１条第１項及び同３４条第１項に規定する調理業務の全部を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成１０年２月１８日児発第８６号）の２から６に準じられていること。

２　条例第２９条第２項に規定する小規模保育事業Ａ型の保育士の数については、次　の表の左欄に掲げる年齢区分ごとに右欄に掲げる数でそれぞれ除したもの（小数点以下第２位切り捨て）の合計（小数点以下四捨五入）に、１を加えた数以上の人数が常勤職員として確保されていること。

|  |  |
| --- | --- |
| 年齢区分（クラス年齢） | 除する数 |
| 乳児 | ３　　  |
| １歳以上３歳に満たない幼児 | ６  |
| ３歳以上４歳に満たない児童 | １５  |
| ４歳以上の児童 | ２５  |

３　小規模保育事業Ａ型における本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、利用乳幼児の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、前項の規定にかかわらず、保育士の数に常勤以外の保育士（以下「短時間勤務保育士」という。）を充てることができる。この場合において、前項の保育士数の算定に当たっては、短時間勤務保育士の１月の勤務時間の合計を当該事業所の就業規則等で定められている常勤の保育士の１月の勤務時間数で除したもの（小数点以下切り捨て）を常勤換算値として適用する。

（１）常勤の保育士が組、グループその他の保育の実施単位に１名以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る保育士の数が２名以上となる場合は２名以上）配置されていること。

（２）常勤の保育士に代えて短時間勤務保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

４　条例第３１条第２項に規定する小規模保育事業Ｂ型の保育従事者の数については、次の表の左欄に掲げる年齢区分ごとに右欄に掲げる数でそれぞれ除したもの（小数点以下第２位切り捨て）の合計（小数点以下四捨五入）に、１を加えた数以上の人数が常勤職員として確保されていること。

|  |  |
| --- | --- |
| 年齢区分（クラス年齢） | 除する数 |
| 乳児 | ３　　  |
| １歳以上３歳に満たない幼児 | ６  |
| ３歳以上４歳に満たない児童 | １５  |
| ４歳以上の児童 | ２５  |

５　小規模保育事業Ｂ型における本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、利用乳幼児の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、前項の規定にかかわらず、保育従事者の数に常勤以外の保育従事者（以下「短時間勤務保育従事者」という。）を充てることができる。この場合において、前項の保育従事者数の算定に当たっては、短時間勤務保育従事者の１月の勤務時間の合計を当該事業所の就業規則等で定められている常勤保育従事者の１月の勤務時間数で除したもの（小数点以下切り捨て）を常勤換算値として適用する。なお、保育士の数については、前項の規定により算出された保育従事者の数の４分の３（小数点以下四捨五入）を全ての時間において常に上回ること。

（１）常勤の保育従事者が組、グループその他の保育の実施単位に１名以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る保育従事者の数が２名以上となる場合は２名以上）配置されていること。

（２）常勤の保育従事者に代えて短時間勤務保育従事者を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

６　条例第２９条及び同第３１条に規定する調理員又は同第３４条に規定する家庭的保育者及び調理員については、毎月検便を実施すること。

７　条例第３４条に規定する小規模保育事業Ｃ型の家庭的保育者とは、保育士資格、保健師資格又は看護師資格を有する者であること。

（建築基準法への適合）

第１４条　事業を実施する事業所は、建築基準法第７条各号の規定を遵守していること及び昭和５６年６月１日に施行された建築基準法における耐震基準を満たしていること。

附　則

この審査基準は、平成２７年４月１日から施行する

附　則

この審査基準は、平成２８年１１月１日から施行する

附　則

この審査基準は、令和６年６月２６日から施行する